

医療・福祉問題研究会会報

NO. 135
2017.9.19

医療・福祉問題研究会 第128回研究例会

日時： 10月21日(土) 午後3時～5時

会場： 金沢市松ヶ枝福祉館 1Fいきがい活動室

テーマ： 『無料低額診療事業の現状と課題』

報告者： 伍賀 道子さん (城北病院医療ソーシャルワーカー)

無料低額診療事業とは、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う制度のことである。生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること等を基準としており、厚生労働省はその対象を、低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等としている。

報告者が勤務する医療機関においても、無差別平等の医療と介護を理念に掲げて、無料低額診療事業の実施をしており、加えて差額ベッド代を徴収せず、いつでも誰でもかかれる救急医療体制の構築や、安心して住み続けられる地域づくりに向けた活動を行っている。特に医療費支払いに関する相談は後を絶たず、その相談の多くを医療ソーシャルワーカーが担っている。最近では、無料低額診療事業の利用を目的に、他機関から医療費のみならず生活費に困難を抱えた患者に関する紹介や、インターネット検索を介しての相談も増えてきており、医療費の相談を契機にして生活再建につながるケースも少なくはない。

今回、無料低額診療事業を利用した患者の社会的背景について検討するとともに、無料低額診療事業が果たす役割と今後の課題について報告を行う。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

2017年度研究会総会を開催－新規会員を増やし、安定した研究会運営へ－

大田健志

8月19日、IT ビジネスプラザ武蔵にて、2017年度の総会を開始しました。三津井司さんの司会進行のもとで、まず大田から「2016年度の活動報告と2017年度の活動計画(案)」について提案。続けて、広田敏雄さんから「2016年度の決算と2017年度の予算(案)」を、河野すみ子さんから「雑誌会計」について報告・提案がなされ、質疑・討論を行いました。

昨年の総会で課題として挙げられた会費滞納問題については、昨年の総会后、個別に現状確認、研究会の継続意思について声掛けをするなどの取り組みを行い、一定改善がみられましたが、今後も、引き続き安定した研究会運営に向けて、会費の継続した納入を呼びかける必要があります。それとともに、新規入会が低調になっていることも問題であり、研究会の継続発展に向けた働きかけ、広報活動に注力していくことを直近の課題として取り組むことを確認しました。

また、総会終了後は、記念企画として、筋也寸志さん(城北診療所・医師)、棟居徳子さん(金沢大学人間社会研究域法学系)より「健康格差対策の根拠とあり方を探る－医学と法学の立場から」と題して記念講演をしていただきました(講演会の概要は別稿)。

「健康格差対策の根拠とあり方を知る－医学と法学の立場から－」

城北病院 医療ソーシャルワーカー 太田 椋子

総会后、「健康格差対策の根拠とあり方を知る－医学と法学の立場から－」というテーマで、城北診療所所長の筋也寸志氏、金沢大学人間社会研究域法学系の棟居徳子氏によりご講演いただきました。

まず、筋氏から健康の社会的要因と慢性疾患のつながりについてお話いただきました。筋氏は糖尿病を専門としておられる。健康の社会的要因と糖尿病とのつながり・健康格差についての問題意識をもち、発信したいという思いから、2012年から2013年にかけて行われた若年2型糖尿病患者の調査に携わられている。調査では、全日本民医連に加盟する96医療機関を受診する782人を対象にしている。血糖コントロール、合併症、治療中断、ヘルスリテラシー、主観的健康感の観点から、診療録による調査とアンケート調査を実施された。家庭環境、教育歴、職業歴、雇用形態、労働環境などといった社会経済的状態と糖尿病の発症・増悪との関係性や、合併症の発症率についてデータを用いて説明されていた。

また筋氏は日々の診療の中で持った問題意識から、2007年に城北診療所通院中の糖尿病患者の実態調査にも取り込まれており、その調査についてもご報告いただきました。

次に、棟居氏からは健康権の概要や健康権の保障についてお話いただきました。健康権とは、

「健康への権利」「健康に対しての権利」をさしている。WHO 憲章において、健康権はすべての人の基本的人権の一つであると明記されており、100 か国以上の国の憲法にも規定されており、日本においては、憲法 25 条 1 項で保障されている。健康権の範囲は広く、労働や教育など、他の権利にも密接にかかわっている。そして健康権は国家に法的な拘束をさせるものであり、健康権の指針に沿っていなければ、健康権を保障するに値しない。棟据氏は指針の中でも特に、「参加」という点について、当事者の参加が保障されているかどうか、当事者の意見が反映されるようになっていくかという点に着目し、当事者が当事者としての認識をもち、発信していくことが大切であると話されていた。また、健康権は後退的措置が禁止されている。国家に保障させるためにも、社会保障改悪に歯止めをかけることが重要である。

そして、人権保障の方法として、国家に対してのアプローチも重要であるが、国家以外の役割に着目することの重要性についても述べられていた。特に、健康権の担い手として医療職が現場だけでなく様々な場面で役割を果たしていく必要がある。

今回の講演を聴き、慢性疾患は自己責任ではなく、社会格差、ストレス、労働環境、幼少期の環境、そして社会的なつながりといった社会的要因と深く結びついているのだということがよく理解できた。健康権を国に保障させるために、また病院で働く職員として健康権を担っていくために、社会保障制度の改善を求めていくことが大事である。現場で働くものの力だけでなく、当事者が声を挙げられるようにしていくことが必要であるため、当事者のサポートや当事者からの声の発信にも努めていきたいと思う。

会員レポート

藤井克徳さん「「生きたかったー相模原障害者殺傷事件が問いかけるものー」講演録

橋爪真奈美

7月1日、藤井克徳さんをお迎えし、「生きたかったー相模原障害者殺傷事件が問いかけるものー」と題して、第22回社協定期総会記念講演がおこなわれた。この日は朝から断続的に激しい雨に見舞われ、県内の一部地域では避難勧告が出され、北陸新幹線も長野ー富山間で一部運転を見合わせるなど、大変な日となった。それでも講師の藤井さんは開場15分前に金沢入りされ、来場者100人と会場は熱気に溢れ、予定どおり講演会は始まった。

相模原市の「津久井やまゆり園」で発生した大量殺傷事件からもう間もなく一年が過ぎようとしているが、この事件は一体何だったのか？大部分は闇の中に置かれたままであり、問題の本質が明らかになっていない。この事件は、被疑者個人の特異さが際立ってはいるものの、その特異さのみに矮小化してはならず、現代社会にはびこる優生思想との関係でとらえることが肝要であることを指摘した。

さらに、生産性や効率が最優先される現代社会、市場万能主義、競争原理主義といった世相そのものがこの事件を後押ししたとも語った。また、事件後の匿名報道や国と神奈川県

県の検証報告の内容に関しても釈然としない点が山積みであることも問題提起された。

次に、歴史上優生思想が最も顕在化したとされる、ナチスドイツによって第二次世界大戦中に展開された「T4作戦」についても解説し、この事件との関連について述べた。T4とは、ベルリンの「ティーアガルテン通り4番地」の短縮で、「価値なき生命の抹殺作戦」と称した蛮行をいう。標的にされたのは、回復の見込めない知的障害と精神障害のある人、重症の疾患患者など20万人。「価値なき者」の基準は、「働けない者（兵隊になれない者）」とされており、その判別には多くの医師が積極的に関与したと言われている。

このT4作戦は、後のユダヤ人大虐殺（600万人）にも繋がるわけだが、当のドイツでも近年までほとんど知られることはなかった。2010年11月の「ドイツ精神医学精神療法神経学会」による「総括と謝罪」によって明らかにされたわけだが、それは「自分の恩師たちが絶え果てないと言えなかった」というのがこの70年間の沈黙の理由らしい。

ひとたび戦争が始まると、障害差別はピークに達することは歴史上間違いのない事実であり、憲法を改正して戦争できる国にしようとしている我が国においても、見過ごせない問題であると強調された。

最後に、この事件の本質ともいえる「優生思想」に対峙する方法として、国連が定めた障害者権利条約を広く県民、市民に広げていくことを提唱された。この条約は、延べ100日近い審議がなされたが「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という障害当事者の参加を大前提としており、この制定過程そのものが非常に貴重であることを紹介された。そして、25項目の前文と50カ条の本則全文の真読を勧められて、講演は終了した。
※「安永健太さん死亡事件」、相次ぐ視覚障害者の鉄道駅ホームでの転落死事件、障害のある人に関連した家族による殺人の話なども、途中紹介下さった。

<今後の裁判についてのご案内>

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第11回口頭弁論

12月14日（木）13時30分

第12回口頭弁論

3月12日（月）13時30分

- ・「年金引下げ違憲訴訟」第5回口頭弁論

10月4日（水）13時30分

いずれも金沢地方裁判所にて行われます。

ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。

多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！